

北斗市の 医療費助成制度

北斗市では、下記の表のとおり、各種医療費助成制度を実施しています。

各種医療費助成制度は、保険適用の自己負担分が対象です。（自費分や予防接種、検診等は対象となりません。）

それぞれの助成対象者の方には、受給者証が交付されています。

医療機関等を受診する場合

健康保険証と医療費受給者証の両方を窓口へ提示してください。

北海道外などの受給者証を使えない地域で受診し医療費を支払った場合

市役所市民課、国保医療課または総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所で払い戻しの手続きをしてください。

●必要なもの

- ・医療機関等の領収書（患者名・医療点数の記載のあるもの）
- ・各種医療費受給者証
- ・健康保険証
- ・振込先となる通帳等（写し可）
- ・本人または保護者以外の方が申請される場合は対象となる方の印鑑（シヤチハタ不可）

制度	どんな方が対象	制度内容	備考
子ども医療	18歳の年の年度末までのお子さん	医療費の全額を助成 ○保険適用の自己負担分が対象 ×自費分や予防接種、検診等は対象外	×高校等（定時制、通信制を含む。）に進学しない場合や退学した場合は対象外
ひとり親家庭等医療	18歳の年の年度末までのお子さんと、その子を扶養するひとり親家庭の父または母		○お子さんが18歳を過ぎても学生・未就労で父または母の扶養を受けている場合、20歳に達した月末まで助成対象 ※申請が必要です。
重度心身障がい者医療	以下のいずれかの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A・B・IQ65以下 ・精神障害者手帳1級		×65歳以上の方で一定の障がいをお持ちの方が後期高齢者医療制度に加入しない場合は対象外

老人医療費助成制度

昭和29年4月1日以前に生まれた方で、令和4年3月末時点で北斗市に住民登録されている方を対象に、保険適用の自己負担分の一部を助成しています。

●助成金額 対象者全員

医療機関等（薬局を除く。）で支払う一部負担金のうち、次のとおり助成しています。どちらも医療機関等ごとです。

- ・通院 ひと月につき4000円以内
- ・入院 1日につき3000円（2ヶ月を限度）

対象者のうち70歳未満の方

通常医療機関などでは3割負担となりますが、70歳に達した時と同じ負担割合となるように差額を助成しています。（薬局を含む。）

助成には、申請が必要です。

●申請に必要なもの

- ・老人医療費受給者証（70歳未満の方）
- ・医療機関等の領収書
- ・振込先となる通帳等（写し可）
- ・本人以外の方が申請される場合は対象となる方の印鑑（シヤチハタ不可）

【お願い】

- ・確定申告の医療費控除等で領収書の原本が必要な方は、原本と写しの両方をお持ちください。
- ・領収書は、①対象者ごと②入院・

外来ごと③医療機関等ごと④日付順に並べてお持ちください。

◎こんな時は届出が必要です

どの医療費助成制度も、次に該当する場合には、速やかに市役所市民課・国保医療課または総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所へ届出してください。

- ・加入している健康保険が変わった場合
- ・住所が変更になった場合

・医療費助成を受ける要件を満たさなくなった場合など（受給者証を使用することはできません。）

◎他の公的機関から医療費が支給された場合は：

労働者災害補償の保険給付や日本スポーツ振興センター災害共済見舞金など、他の法令等により支給される医療費相当額と北斗市の医療費助成を重複して受給することはできません。医療費助成を受けた治療について、他の公的機関から医療費が支給された場合は返納して頂くこととなりますので、国保医療課医療給付係までご連絡下さい。

ひとり親家庭等・重度心身障がい者の医療費助成を受けている方には、7月中に有効期限が更新された新しい証をお送りしています。届いていない方はお問い合わせください。

問 市役所国保医療課医療給付係

〔内線1222～125〕